

平成 2 6 年 度 答 申 第 6 号

(平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 6 号  
平成 26 年 11 月 14 日  
(2014 年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会  
会長 山 下 淳

情報非公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 26 年（2014 年）4 月 22 日付け諮問第 6 号で諮問のあった情報非公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

## 第1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報非公開決定は妥当である。

## 第2 諮問までの経過

### 1 情報公開請求

平成25年12月27日に、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名及び内容は、平成23年1月以降に公職者が、アジサイ公園及び大堀花の道に係る資料提供の依頼、要望、要求、協議等を行った記録（市会通信にて情報発信しているものも含む。）（以下「本件請求文書」という。）であった。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、公職者とアジサイ公園及び大堀花の道の管理について協議を行い、資料提供等の依頼がされたが、議事録等の文書は作成しておらず存在しないため、平成26年1月9日に、条例第10条第2項の規定に基づき、情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対して通知した。

### 3 異議申立て

平成26年2月17日に、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 4 諮問

平成26年4月22日に、実施機関は、条例第15条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

## 第3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分を改め、本件請求文書の公開を求めている。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主な理由は、次のとおりである。

(1) 実施機関が、公職者に対し、アジサイ公園及び大堀花の道の管理に

ついて、資料を提供し、公職者と協議を行っているのであれば議事録が存在するはずである。また、宝塚市には公職者からの要望等の記録制度があるので、記録が作成されているはずである。

- (2) これまでアジサイ公園を管理していた小浜の町並みを愛する会が、公園アドプト制度において、実施機関の協定の相手方である公園の管理団体から排除された理由を知りたい。

#### 第4 実施機関の説明

実施機関が本件処分を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

- 1 公園の管理に関する相談や協議については件数が多く、通常、協議録等は作成していない。本件においては、実施機関は、アジサイ公園及び大堀花の道の管理について公職者と複数回協議を行い、また、資料提供等の依頼があったため、公職者に対して資料を交付したが、一般的な相談の場合と同様に、協議録等は作成しておらず、文書は存在しない。
- 2 公園アドプト制度について、市は、協定の相手方の団体としては、継続性があり、安定した活動運営を行っている自治会や老人会などの団体を選定するという方針で事業を行っているため、本件についても自治会と協定を結んだものである。

また、協定の相手方である各管理団体とも協議を経た上で事業を行っているが、団体の数が多く、協議録は作成していない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに関係文書を審査した結果、以下のとおり判断する。

- 1 非公開理由について
  - (1) 公職者に対する資料提供又は公職者との協議に関する議事録の存在について

宝塚市では宝塚市公文書管理規則（平成17年規則第38号）第5条において「事務の処理に当たっては、特に軽易なものを除き、公文書を作成するものとする。」と定めているように、行政事務を執行する上で、公文書の作成は、市民への説明責任を果たすために必要不可欠である。

また、宝塚市において平成 23 年 7 月 1 日に施行した、宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（平成 23 年条例第 2 号）第 22 条第 1 項において「執行機関等は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。」と定めているように、公職者等が執行機関に対して行う要望、相談、依頼等については、市長が別に定める様式（要望等記録票）に記録することとしている。

実施機関の説明によると、市内にある公園の数は平成 25 年度現在で 312 箇所と多く、公職者だけでなく市民からも公園の管理に関する多くの要望や依頼が常時寄せられるため、一回の協議ごとに要望に対する協議記録を作成すると事務作業が煩雑となることから、作成していないとのことである。本件のアジサイ公園及び大堀花の道に関する要望についても、実施機関は公職者と複数回協議を行い、資料提供したことは認めているが、一般的な相談と同様に、協議録等を作成せずに対応したとのことである。

上記のような実施機関の公園管理の実態からすると、公職者との協議に関する協議録を作成していないという説明を、当審査会としては受け入れざるを得ず、実施機関の行った本件処分が不当とまでは言えないと考える。

しかしながら、当審査会としては、宝塚市公文書管理規則の目的が市民への説明責任を果たすためであること、また、宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例による要望等の記録制度の目的が、市民に信頼される市政の確立であることを鑑みると、公職者が公園の管理に関する資料の提供等について要望し、又は公職者と協議をしたことについて、報告書等の決裁文書又は要望等の記録票を作成しないことは、条例に基づく適正な事務処理であったとは言えず、今後はより慎重かつ適正な事務処理の徹底を望むものである。

(2) 公園アドプト制度における管理団体の選定の経緯を示す文書について

公園アドプト制度とは、市と市民団体とで協定を締結した上で、市民団体が公園の清掃、除草等の維持活動を行う制度であり、実施機関は、継続して安定した運営を行っている団体と協定を締結する必要があるため、自治会等の地域団体を協定の相手方とする方針を決定しており、小浜の町並みを愛する会を協定の相手方から恣意的に除外した

のではなく、当該方針に基づき小浜自治会及び向月町自治会と協定を締結したと説明している。また、多くの管理団体と協議を行っており、個々の団体について協定の締結までの経過について協議録等を作成すると事務作業が煩雑となるため、作成しておらず、協議が整った後に、協定を締結するときの意思決定の決裁文書のみ作成しているとのことである。

上記の実施機関の運用を踏まえると、公園アドプト制度における管理団体の選定の経緯を示す文書及び管理団体との協議録等の文書を作成していないという実施機関の説明を、当審査会としては受け入れざるを得ず、実施機関の行った本件処分が不当とまでは言えないと考える。

しかしながら、公園アドプト制度における管理団体の選定の経緯を示す文書及び管理団体との協議録等の文書が作成されていないことは、宝塚市公文書管理規則第5条に規定する適正な事務処理であったとは言えず、当審査会としては、今後はより慎重かつ適正な事務処理の徹底を望むものである。

## 2 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏名	役職等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成26年 2月10日	諮問
2	平成26年 5月28日	異議申立人による意見陳述及び実施機関による部分公開理由説明
3	平成26年 7月15日	審査
4	平成26年 9月10日	審査
5	平成26年10月16日	審査
6	平成26年11月13日	審査
7	平成26年11月14日	答申